

【第 25 回検定 3 級学科試験】

(はじめに)

すべての問題文の条件設定において、特に断りのない限り、他に特殊な事情がないものとして扱います。また、各問題の選択枝における条件設定は独立したものと考え、同一問題内における他の選択枝には影響しないものとします。

特に日時の指定のない限り、2016年5月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。

解答は、選択枝ア～ウの中から1つ選びなさい。

問 1

ア～ウを比較して、著作権に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 著作権者から許諾を得て適法に販売された写真集の所有者は、有償であっても著作権者に無断で他人に貸与することができる。
- イ 著作権者から許諾を得て適法に販売された音楽CDの所有者は、有償であっても著作権者に無断で他人に譲渡することができる。
- ウ 著作権者から許諾を得て適法に販売された映画のDVDの所有者は、有償であっても著作権者に無断で公衆への上映目的で頒布することができる。

問 2

ア～ウを比較して、契約内容が実行されない（債務不履行）場合の措置に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 自力で債務者に対してその履行を強制することができる。
- イ 裁判所に履行の強制を申し立てることにより、強制的に履行を実現させることができる。
- ウ 債務不履行により生じた損害について、債務者に対してその賠償を請求することができる。

問 3

ア～ウを比較して、商標権の活用に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 専用使用権は、指定商品又は指定役務について登録商標を独占排他的に使用することができる権利であるが、特許庁に登録しなければ効力を生じない。
- イ 商標権が共有に係る場合、専用使用権の設定に際しては、他の共有者の同意が必要であるが、通常使用権の許諾に際しては、他の共有者の同意がなくとも許諾することができる。
- ウ 商標権に係る指定商品又は指定役務が複数ある場合には、指定商品又は指定役務ごとに分割して移転することができる。

【第 25 回検定 3 級学科試験】

問 4

ア～ウを比較して、著作権の制限に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 未公表の著作物を引用して利用することはできない。
- イ 絵画の著作物の複製物の所有者は、当該著作物の著作権者の許諾を得ずに公に展示することができる。
- ウ 私的使用目的であっても、インターネット上で、違法な複製物と知りながら当該複製物をダウンロードすることはできない。

問 5

ア～ウを比較して、特許権の侵害に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許権が存続期間の満了により消滅している場合であっても、特許権の消滅前の実施行為に対して損害賠償請求を受ける場合がある。
- イ 特許発明が新規性を有しないと判断した場合には、特許権者が侵害訴訟を提起しなければ特許が無効である旨を主張することはできない。
- ウ 特許掲載公報に記載されている特許権者が警告者と同一であっても、当該警告者の権利行使が認められない場合がある。

問 6

ア～ウを比較して、特許法に規定される出願審査請求の手続に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 出願人及び利害関係人以外の者は出願審査請求をすることはできない。
- イ 出願審査請求した後に、出願審査請求を取り下げることができない。
- ウ 出願人以外の者は出願公開後でなければ出願審査請求をすることはできない。

【第 25 回検定 3 級学科試験】

問 7

ア～ウを比較して、著作権の存続期間に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 著作者がわからない彫刻の著作物の著作権の存続期間は、公表された日の属する年の翌年 1 月 1 日から起算して 70 年を経過したときに満了する。
- イ 共同著作物の著作権の存続期間は、最初に死亡した著作者の死後 50 年を経過したときに満了する。
- ウ 映画の著作物の著作権の存続期間は、公表された日の属する年の翌年 1 月 1 日から起算して 70 年を経過したときに満了する。

問 8

ア～ウを比較して、商標法における審判に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 拒絶査定を受けた者は、その査定に不服があるときは、拒絶査定不服審判を請求することができる。
- イ 不使用取消審判が請求された場合であっても、継続して 3 年以上日本国内において商標権者、専用使用権者又は質権者のいずれかが各指定商品についての登録商標の使用をしているときには、その指定商品に係る商標登録は取り消されない。
- ウ 何人も商標登録無効審判を請求することができるが、登録異議の申立てをする際には、利害関係人のみが申立てできる。

問 9

ア～ウを比較して、特許協力条約（PCT）に基づく国際出願に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 国際出願は、優先日から 30 カ月以内に権利を取得したい国に対して国内移行手続を行う必要がある。
- イ 国際出願は、国際段階でその出願内容が公開されることはない。
- ウ 国際出願日が認められると、各指定国における国内移行手続をした日から、各指定国における正規の国内出願の効果をも有する。

【第 25 回検定 3 級学科試験】

問 1 0

ア～ウを比較して、著作物の利用許諾契約に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 未成年者は、自己が創作した著作物について、単独で有効な利用許諾契約を締結することができない。
- イ 口頭による著作物の利用を認める旨の約束は、書面による契約書が作成されていなければ無効である。
- ウ 詐欺により契約を締結した場合、当該契約を取り消すことができる。

問 1 1

ア～ウを比較して、特許法に規定する拒絶審決に対する手続に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 東京高等裁判所に訴えを提起することができる。
- イ 東京地方裁判所に訴えを提起することができる。
- ウ 経済産業大臣に不服審判請求をすることができる。

問 1 2

ア～ウを比較して、著作権法に規定する著作者人格権に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 著作物を創作すると、著作者人格権は無方式で発生する。
- イ 実演家は著作隣接権者のうち唯一、人格権が与えられ、具体的には公表権と同一性保持権を有する。
- ウ 著作者人格権を譲渡することはできないが、著作者の死後においても保護を図るために遺族が相続する。

【第 25 回検定 3 級学科試験】

問 1 3

ア～ウを比較して、不正競争防止法における営業秘密に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 守秘義務契約において営業上の秘密として指定された情報については、その守秘義務契約を現実に締結することで、以後、当該情報の秘密管理性の要件が緩和される。
- イ 不正競争防止法の保護の対象となる営業秘密とは、秘密として管理されている非公知の「技術上又は営業上」の有用な情報である。
- ウ 自社において著作権法に違反する行為についての情報は、秘密として管理されているならば営業秘密となる。

問 1 4

ア～ウを比較して、意匠制度と品種登録制度に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 意匠制度では意匠登録出願を審査官が審査するが、品種登録制度では無審査で登録される点で相違する。
- イ 意匠権及び育成者権の存続期間は、登録日から起算する点で共通する。
- ウ 意匠登録の要件では創作非容易性は必要とされるが、品種登録の要件では創作非容易性は必要とされていない点で相違する。

問 1 5

ア～ウを比較して、著作権の侵害に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 他人の著作物を知らずに、酷似した作品を創作した場合は、著作権の侵害とはならない。
- イ 著作物の全体ではなく、一部分を真似ただけの場合は、たとえその部分に創作性があったとしても、著作権の侵害とはならない。
- ウ 法人等の従業者がその業務において著作権を侵害した場合は、行為者本人ではなく、使用者である法人等が刑事罰の対象となる。

【第 25 回検定 3 級学科試験】

問 16

ア～ウを比較して、商標権の効力と商標権の侵害に対する救済に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 商標権が侵害されたときには、商標権者には、損害賠償請求、差止請求、信用回復措置請求が認められる。
- イ 商標権者が商標法上、独占的に登録商標を使用できる範囲は、指定商品又は指定役務における登録商標の使用に限られる。
- ウ 商標権を侵害した者に対しては、10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金が刑事罰として科されるが、双方が同時に適用されることはない。

問 17

ア～ウを比較して、意匠権の効力に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 試験又は研究のために登録意匠を実施する場合には、意匠権者の許諾を得ていなくとも、実施することができる。
- イ 意匠権の効力は、物品が同一又は類似で形態が同一又は類似の意匠だけに及び、物品が非類似で形態が類似する意匠にまで及ぶことはない。
- ウ 意匠権者から許諾を受けた実施権者から購入した製品については、意匠権が消尽しないため、意匠権者の許諾を得なければ、その製品を転売することができない。

問 18

ア～ウを比較して、特許出願の際、必ずしも願書に添付しなくてもよい書類として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 要約書
- イ 図面
- ウ 明細書

【第 25 回検定 3 級学科試験】

問 19

ア～ウを比較して、弁理士が他人の求めに応じ報酬を得て行う独占代理業務として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許庁における出願手続の代理
- イ ライセンス契約における契約締結の媒介
- ウ 特許料の納付手続についての代理

問 20

ア～ウを比較して、国際出願における国際調査に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 各国際出願は、国際調査の対象とされる。
- イ 国際調査は、出願人が所定の期間内に国際調査機関に対して国際調査の請求を行うことにより開始される。
- ウ 国際調査は、明細書及び図面に妥当な考慮を払った上で、請求の範囲に基づいて行われる。

問 21

ア～ウを比較して、著作物に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 頭の中にある小説の構想自体は、著作物として保護される。
- イ 美術工芸品は、美術の著作物として保護される。
- ウ プログラムの著作物は、創作後 6 カ月以内に指定機関に創作年月日を登録しなければ、著作物として保護されない。

【第 25 回検定 3 級学科試験】

問 2 2

ア～ウを比較して、意匠法上の制度に関する次の文章の空欄 1 ～ 3 に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

意匠法には、 1 や 2 の制度は存在しないが、 3 の制度は存在する。

- ア 1 = 登録無効審判      2 = 存続期間の更新登録  
3 = 補正却下決定不服審判
- イ 1 = 出願審査請求      2 = 出願公開  
3 = 拒絶査定不服審判
- ウ 1 = 不使用取消審判      2 = 技術評価  
3 = 訂正審判

問 2 3

ア～ウを比較して、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）に関して、最も 不適切 と考えられるものはどれか。

- ア TRIPS 協定では、知的所有権に関する紛争解決手続について規定されている。
- イ TRIPS 協定では、内国民待遇の原則が採用されている。
- ウ TRIPS 協定では、意匠については規定されているが、著作権については規定されていない。

問 2 4

ア～ウを比較して、不正競争防止法に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 不正競争防止法は、意匠権の効力の範囲外の商品の模倣行為には適用される余地はない。
- イ 不正競争防止法において、商品の形態が同法第 2 条第 1 項第 1 号（周知表示混同惹起行為）における「商品等表示」に該当することはない。
- ウ 他人の商品の形態と同一であっても、その形態が、その商品の機能を確保するために不可欠なものであれば、不正競争防止法第 2 条第 1 項第 3 号（商品形態模倣行為）にいう「商品の形態」には該当しない。



【第 25 回検定 3 級学科試験】

問 2 5

ア～ウを比較して、商標登録を受けるための手続に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 商標登録出願の審査において拒絶理由通知を受けた場合、商標の図形や文字を変更する補正をすることができる。
- イ 商標登録出願の審査を受けるにあたり、出願審査請求は必要とされていない。
- ウ 商標登録出願をする場合、一の出願に複数の指定商品を記載でき、また、一の出願に複数の商標を記載することもできる。

問 2 6

ア～ウを比較して、著作物に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 編集著作物として保護されるためには、素材の選択及び配列の両方に創作性を有さなければならない。
- イ 著作権法の条文自体は、著作権法の保護対象となる。
- ウ 地図は、著作権法の保護対象となる。

問 2 7

ア～ウを比較して、新規性を喪失した発明に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許出願後、出願公開前に外国においてのみ公然実施された発明は、新規性を喪失した発明である。
- イ 特許出願前に電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明であっても、新規性を喪失した発明とみなされない場合がある。
- ウ 特許出願前に外国においてのみ公然知られた発明は、新規性を喪失した発明である。

【第 25 回検定 3 級学科試験】

問 28

ア～ウを比較して、独占禁止法に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許権等のライセンス契約において、ライセンスの期間や地域を限定した場合、独占禁止法上の禁止行為に該当する可能性が高い。
- イ 不公正な取引方法の例としては、カルテルと入札談合がある。
- ウ パテントプールは有用である場合がある半面、独占禁止法上の問題とならないように注意する必要がある。

問 29

ア～ウを比較して、著作物に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 職務著作に係る著作物の著作者人格権は、著作物を創作した従業員が有する。
- イ 共同著作物とは、2人以上の者が共同して創作した著作物であって、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができないものをいう。
- ウ 映画の製作に関わったすべての者は、当該映画の著作物の著作者となる。

問 30

ア～ウを比較して、実用新案法に関する次の文章の空欄  に入る語句として、最も適切と考えられるものはどれか。

実用新案登録出願は、新規性や進歩性などの登録要件について実体審査がされないので早期に実用新案権が設定登録される。また、その存続期間は、をもって終了する。

- ア  = 設定登録の日から 10 年
- イ  = 出願日から 20 年
- ウ  = 出願日から 10 年

**【3級学科】**

番号	正解
問1	イ
問2	ア
問3	イ
問4	イ
問5	イ
問6	イ
問7	ウ
問8	ア
問9	ア
問10	イ
問11	ア
問12	ア
問13	イ
問14	ア
問15	ア
問16	ウ
問17	ウ
問18	イ
問19	ア
問20	イ
問21	イ
問22	イ
問23	ウ
問24	ウ
問25	イ
問26	ウ
問27	ア
問28	ウ
問29	イ
問30	ウ